

小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業
モニタリング基本方針

令和7年(2025年)12月23日

小 松 市

目次

第1	総論	3
1	モニタリング基本方針の位置づけ	3
2	モニタリングの概要	3
3	モニタリングの対象	4
4	モニタリング実施計画	4
5	費用負担	4
第2	施設整備業務のモニタリング	5
1	モニタリングの方法	5
2	要求水準未達の場合の措置	5
第3	施設運営等業務のモニタリング	6
1	モニタリングの方法	6
2	要求水準未達の場合の措置	6
3	サービス対価の減額等の方法	8
4	契約の解除等	9
第4	SPC の運営管理業務のモニタリング	11
1	モニタリングの方法	11
2	要求水準未達の場合の措置	11
第5	付帯事業のモニタリング	12
1	モニタリングの方法	12
2	要求水準未達の場合の措置	12

第1 総論

1 モニタリング基本方針の位置づけ

本モニタリング基本方針(以下、「本基本方針」という。)は、小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業(以下、「本事業」という。)を実施する特別目的会社(以下、「SPC」という。)が、事業期間中にわたり、事業契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準を安定的に達成し続けることを確認するための考え方、具体的な内容及びその方法等に関する基本的な事項を示すものである。

また、SPC が事業を実施するにあたり、業務を委託した企業(以下、「選定企業」という。)が実施すべきものとして、要求水準書に定められたセルフモニタリングの具体的な内容を示すとともに、小松市(以下、「市」という。)が実施すべきモニタリングの内容を示すものである。

なお、本基本方針において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、事業契約において定める意味を有する。

2 モニタリングの概要

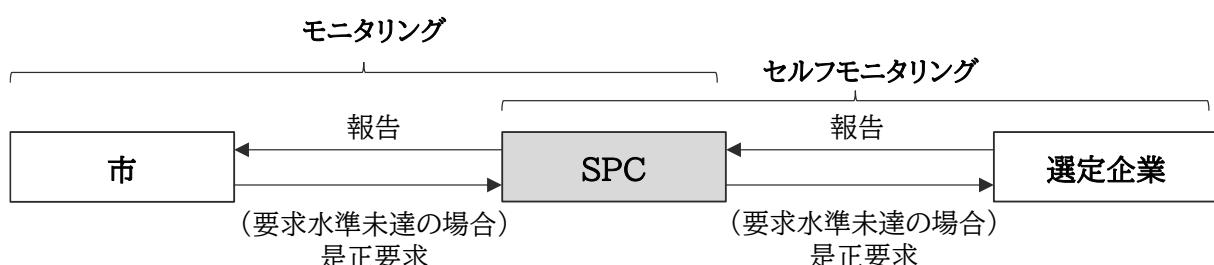
モニタリングとは、本事業の履行に関し、SPC 及び選定企業が行った業務の内容が事業契約に基づき適正かつ確実に履行されていることを確認するため、業務の内容の水準及び実施状況を市が監視する行為のことである。モニタリングは、SPC 及び選定企業が実施するセルフモニタリングの結果を受けて実施することを基本とする。

セルフモニタリングとは、市が実施するモニタリングに先立って実施される、SPC 及び選定企業による自己確認であり、主には、SPC が選定企業に対して実施する業務履行状況の確認のことを指す。

本事業においては、官民の適切な役割分担の考え方に基づき、SPC 及び選定企業が実施するセルフモニタリング及び市が実施するモニタリングを併用し、モニタリングを効率的に実施することを図る。

モニタリングの結果、要求水準未達と市が判断した場合は、SPC に対して、要求水準未達の是正を要求する。

モニタリングの構造



3 モニタリングの対象

モニタリングの対象は、要求水準書に記載のある全ての業務(付帯事業を含む。)とする。

4 モニタリング実施計画

SPC は、事業契約の締結後速やかに、事業契約書、本基本方針、要求水準書及び企画提案書等に基づき、「モニタリング実施計画書」を作成し、市と協議を行い、市の承諾を得る。

モニタリング実施計画書は、事業期間中にわたり、市及び SPC との協議に基づき適宜見直しを図り、業務品質の向上を図ることとする。

モニタリング実施計画書には、次の5点を含むものとする。

- (1) モニタリングの実施時期
- (2) モニタリングの実施内容
- (3) モニタリングの実施体制
- (4) モニタリングの実施手続き
- (5) モニタリングのための書類の様式

5 費用負担

モニタリングに要する費用については、市及び SPC 各々に発生した費用は各々が負担する。セルフモニタリングに要する費用については、SPC が負担する。

第2 施設整備業務のモニタリング

1 モニタリングの方法

施設整備業務に関するモニタリングは、複合施設等の要求水準の充足を図るために、施設整備業務を構成する各業務が適切に実施されているかをモニタリングする。

市は、要求水準書において定める SPC からの提出書類や報告事項について、要求水準書及び企画提案書等の内容と相違ないことを確認する。また、必要に応じて、SPC による立会いの下で行う現地における確認や、会議の実施によって、業務の進捗状況、要求水準の充足状況、及び課題等を確認する。

2 要求水準未達の場合の措置

(1) 是正要求

市は、モニタリングの結果、要求水準未達と判断した場合は、SPC に対して、文書にて要求水準未達の是正を行うよう通知して要求するものとする。SPC は、市から是正要求を受けた場合、是正対策と是正期限を定め、その内容について市の承諾を得て是正する。市は、SPC による対応完了の通知又は是正期限の到来を受けて隨時モニタリングを行い、適切に是正されたかどうかを確認する。

(2) 選定企業の交代

選定企業が是正要求に対応しなかった場合、市は、当該業務の選定企業の変更(交代)を SPC に請求することができ、SPC はこれに従うものとする。

(3) 契約の解除

上記の是正要求及び選定企業の交代を以てもなお、要求水準未達が継続していると判断した場合、又は選定企業の交代請求に SPC が応じなかった場合、市は事業契約の全部又は一部を解除することができるものとする。契約解除の措置に係る詳細については事業契約の規定によるものとする。

第3 施設運営等業務のモニタリング

1 モニタリングの方法

施設運営業務に関するモニタリングは、複合施設等の要求水準の充足を図るために、施設運営等業務を構成する各業務が適切に実施されているかをモニタリングする。

市は、要求水準書において定める SPC からの提出書類や報告事項について、要求水準書及び企画提案書等の内容と相違ないことを確認する。また、必要に応じて、現地における確認や、会議の実施によって、業務の進捗状況、要求水準の充足状況、及び課題等を確認する。

2 要求水準未達の場合の措置

(1) 是正レベルの認定

市は、モニタリングを実施した結果、本事業が要求水準書等に規定されている水準等を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、是正レベルの認定を行い、SPC に通知する。

是正レベルは、次に示すレベル1～3の3段階とする。

要求水準未達事象のレベル

レベル	基準
レベル1	施設の運営・維持管理に軽微な支障がある場合等
レベル2	施設の運営・維持管理に重大な支障がある場合等
レベル3	重大な事業契約違反、重大な法令違反、虚偽の報告を行った場合等

市が想定しているレベル別の事象例を次に示す。

レベル別の事象例

レベル	事象例(一部)
レベル1	<ul style="list-style-type: none">各種計画書等に記載された作業の未実施、維持管理不良や故障等による施設や設備の短期間の停止提出書類の不備又は提出書類を期限までに提出しない場合各種計画書等の改善を必要に応じて行わない場合重要な連絡や報告の内容の不備提出された計画書及び事業契約に従って業務が実施されていないと市が判断した場合 等
レベル2	<ul style="list-style-type: none">各種計画書等に記載された作業の未実施、維持管理不良や故障等による施設や設備の長期間の停止合理的な理由のない不具合等の放置市が本事業とは別途に発注する委託、工事等で本事業が関連する事項や、別途に募集する愛称等、市の事業に対して協力しない場合頻発する故障等に対して必要な対策等を講じない場合長期にわたり重要な連絡や報告を怠った場合レベル1に該当する場合で注意の手続きを経て、なお是正が認められないと市が判断した場合
レベル3	<ul style="list-style-type: none">各提出書類における虚偽の記載、又は事前の承認を得ない変更重大な法令違反、虚偽の報告を行った場合レベル2に該当する場合では是正指導の手続きを経て、なお是正が認められないと市が判断した場合

(2)注意

市は、レベル1に相当する事象が発生した場合、SPCに対して書面により当該業務の是正を行うように注意する。

SPCは、市から注意を受けた場合、是正対策と是正期限について速やかに市と協議し、是正対策と是正期限等を市に提示し、市の承諾を得た上で、速やかに是正措置を講じるものとする。

(3)是正指導

市は、レベル 2 に相当する事象が発生した場合(注意の手続きを経てもなお是正が認められないと市が判断した場合を含む)、SPC に対して書面により当該業務のは是正指導を行うものとする。

SPC は、市から是正指導を受けた場合、是正対策と是正期限について速やかに市と協議し、是正対策と是正期限等を市に提示し、市の承諾を得た上で、速やかに是正措置を講じるものとする。

(4)是正勧告

市は、レベル 3 に相当する事象が発生した場合(是正指導の手続きを経てもなお是正が認められないと市が判断した場合を含む)、SPC に対して書面により当該業務のは是正勧告を行う。この場合、市は、SPC に対し、かかる業務を停止させができるものとし、停止により SPC に対して発生した損害、追加費用等については一切負担しないものとする。

SPC は、市から是正勧告を受けた場合、速やかに必要な措置を講じるとともに市と協議し、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を市に提出し、市の承諾を得た上で、速やかに是正措置を講じるものとする。

3 サービス対価の減額等の方法

(1)減額ポイントの計上

施設運営等業務において、業務の品質低下を抑止するための仕組みとして導入する。

ただし、違約金を徴収すること自体が目的ではなく、是正措置を繰り返すことを通じて、運営等業務に関する要求水準を回復させることを目的とするものである。

市は、SPC に対して運営等業務において「注意」「是正指導」「是正勧告」を行った場合、ペナルティポイントを計上、加算し、SPC に通知する。

なお、ペナルティポイントの計上及び加算は半期単位で行うものとし、その累計値は次の半期に持ち越さないものとする。

レベル	ペナルティポイント
レベル1	事象発生ごとに 1 ポイント
レベル2	事象発生ごとに 5 ポイント
レベル3	事象発生ごとに 10 ポイント

(2) 減額ポイントの支払額への反映

サービス対価の支払いに際しては、6カ月分の減額ポイントの合計を計算し、下表に従ってサービス対価の減額割合を定め、減額の必要がある場合は、当月の支払額をSPCに通知する。

上記の減額ポイントが合計される6カ月とは、半期ごとの6カ月(例:4月1日から9月30日)を示す。

また、減額ポイントを反映するのは、当該半期のサービス対価とし、減額ポイントを翌半期に持ち越さないものとする。

6ヶ月の減額ポイント合計	サービス対価の減額割合
0~4	減額なし
5~14	1ポイントにつき 0.2% 減額 減額割合 = ポイント × 0.2
15~149	1ポイントにつき 0.35% 減額 減額割合 = ポイント × 0.35 - 2.25
150~	1ポイントにつき 0.50% 減額 減額割合 = ポイント × 0.50 - 25

(3) 減額ポイントを加算しない場合

減額の対象となるレベル1、2又はレベル3の状態と認められたとしても、市がやむを得ない事由と認めた等の場合は、減額ポイントを加算しないことがある。

4 契約の解除等

(1) 支払停止

市は、SPCが是正勧告等に対応しなかった等の場合は、サービス対価の支払いを停止することができる。

なお、支払停止となる事由が解消された場合は、別途定める支払い時期に必ずしも拘束されずに支払うこととする。

(2) 選定企業の変更

市は、レベル3に相当する事象が発生した場合(「是正指導」の手続きを経てもなお是正が認められないと市が判断した場合を含む)、当該事象が発生した業務に係る選定企業の変更(交代)を請求することができ、SPCはこれに従うものとする。

(3) 契約の解除

選定企業の交代を以てもなお、要求水準未達が継続していると判断した場合、市は事業契約の全部又は一部を解除することができるものとする。契約解除の措置に係る詳細については事業契約の規定によるものとする。

第4 SPC の運営管理業務のモニタリング

1 モニタリングの方法

SPC の運営管理業務のモニタリングは、SPC が安定的かつ継続的に本事業を遂行できる状況にあるかどうかを確認する。

市は、要求水準書において定める SPC からの提出書類や報告事項について、要求水準書及び企画提案書等の内容と相違ないことを確認する。また、必要に応じて、会議の実施によって、業務の進捗状況、要求水準の充足状況、及び課題等を確認する。

2 要求水準未達の場合の措置

(1) 是正要求

SPC の事業収支等の財務状況に関して当初の事業収支計画の内容と大きく乖離する事実を確認した場合、又はその他本事業を実施するにあたり市と SPC の信頼関係を毀損しうる事象が発生していると認められる場合、市は、SPC に直ちに是正を行うよう書面により是正要求を行う。

SPC は、市から是正要求を受けた場合、是正対策と是正期限を定め、その内容について市の承諾を得て是正を行うものとする。市は、SPC による対応完了の通知又は是正期限の到来を受けて隨時モニタリングを行い、適切に是正が行われたかを確認する。

(2) 契約の解除

上記のは是正要求をもってなお事業収支等の財務状況のは是正が継続的に確認できない場合、又は繰り返し同様の事態が発生する場合、SPC の要求水準未達を理由として、市は事業契約の全部又は一部を解除することができるものとする。契約解除の措置に係る詳細については事業契約の規定によるものとする。

第5 付帯事業のモニタリング

1 モニタリングの方法

付帯事業に関するモニタリングは、付帯事業を構成する各業務が適切に実施されているかをモニタリングする。

市は、要求水準書において定める SPC からの提出書類や報告事項について、要求水準書及び企画提案書等の内容と相違ないことを確認する。また、必要に応じて、現地における確認や、会議の実施によって、業務の進捗状況、要求水準の充足状況、及び課題等を確認する。

2 要求水準未達の場合の措置

(1) 是正要求

付帯事業は SPC の独立採算により実施されるものであるため、その実施内容については、原則として SPC の意向・提案を尊重する。

ただし、モニタリングの結果、要求水準未達が著しいものと判断した場合は、市は、SPC に対して、文書にて要求水準未達の是正を行うよう通知するものとする。特に、付帯事業が本体事業の品質に悪影響を及ぼすことが懸念される場合、または付帯事業の実施内容が業務計画書の内容と大きく乖離する場合は、是正要求を行う。

SPC は、市から是正要求を受けた場合、是正対策と是正期限を定め、その内容について市の承諾を得て是正を行うものとする。市は、SPC による対応完了の通知又は是正期限の到来を受けて隨時モニタリングを行い、適切に是正が行われたかを確認する。

(2) 付帯事業を実施する企業の交代

市は、SPC が是正要求に対応しなかった場合や要求水準の未達が重大な法令違反又は虚偽の報告に該当する場合、又は付帯事業を実施する企業が周辺環境に重大な悪影響を及ぼすことで社会的な影響が重大な場合、付帯事業を実施する企業の変更請求を SPC に請求することができ、SPC はこれに従うものとする。